

# 副業・兼業

## プロフェッショナル人材

# 活用促進支援費補助金 のお知らせ

### [ 趣旨 ]

徳島県では、令和7年4月から県内中小企業の皆さまが、徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、プロ拠点）を通じて、プロフェッショナル（専門）人材を副業・兼業形態で新たに活用する場合、その費用の一部を助成する補助金の募集を開始します。

### [ 補助限度額 ]

50万円

### [ 補助率 ]

8/10以内

### [ 申請受付期間 ]

令和8年 **4/1** 水 ~ 令和9年 **2/26** 金

この期間において、副業・兼業を開始した日から起算して30日以内もしくは、令和9年2月26日のうち早い日付まで。

※なお、期間内であっても予算の上限に達した場合は、募集を終了することがあります。

### [ 補助対象期間 ]

令和8年 **4/1** から令和9年 **3/10** まで（この期間外の経費は対象になりません。）

### Q どのような事業、事業者が対象となりますか？

**A** 副業・兼業形態によりプロ人材を活用する事業で、以下の要件を全て満たす必要があります。

- 令和7年4月1日以降にプロ人材と契約を締結し、副業・兼業を開始すること。
- 補助対象経費は令和9年3月10日までに事業者が支払った経費。
- 副業・兼業は、契約期間5ヵ月以内であり、業務委託契約等により職務や期間が限定されていること。
- 徳島県内に本店又は事業所等を有する中小企業等であること。
- 過去にプロ拠点の支援を受けて、副業・兼業プロ人材を活用したことがないこと。
- 徳島県税、国税に未納がないこと。
- 補助金申請日の前日から起算して6ヵ月前の日以降、補助事業の完了日までの間に、事業主都合による解雇や雇い止めを行っていないこと。

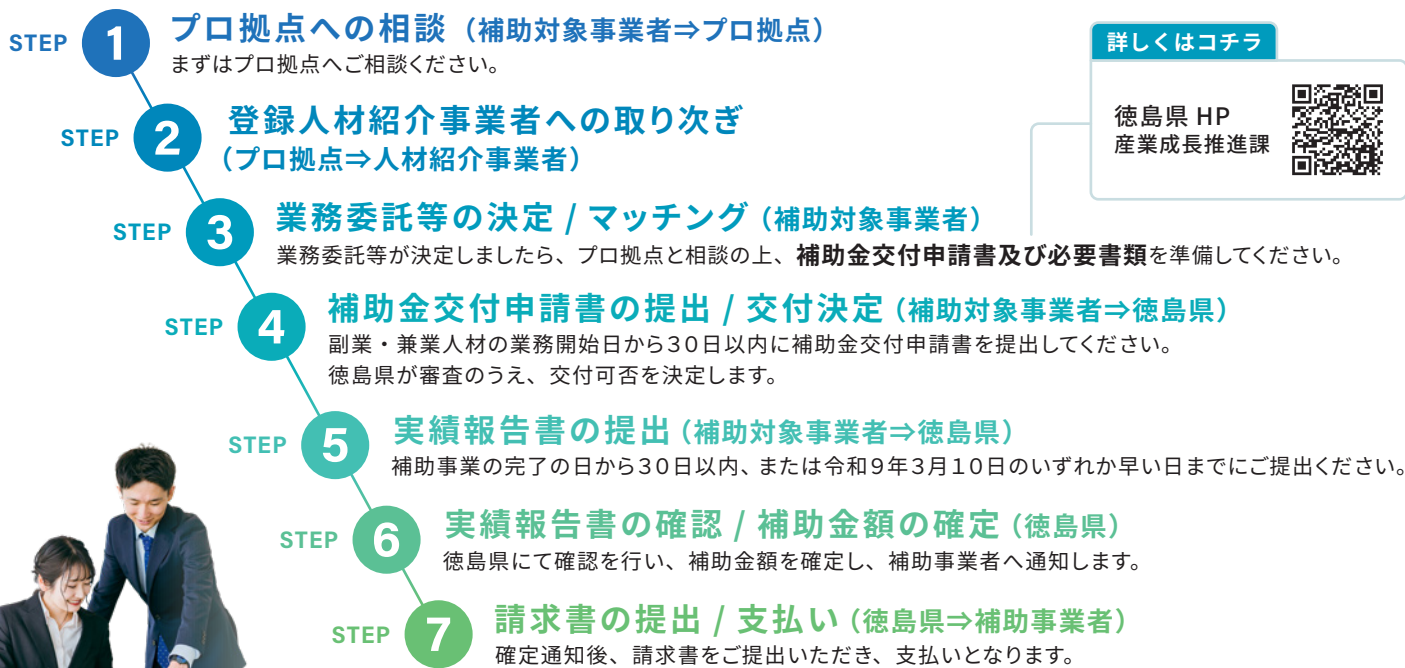
### Q どのような経費が補助されますか？

**A** 次の項目に該当するもの。

[ 補助対象経費 ] ※消費税および地方消費税は補助対象に含まれません。

- 人材紹介手数料**  
副業・兼業形態によるプロ人材の活用に当たり、補助対象事業者が民間人材紹介事業者等（プロ拠点の登録事業者に限る。）に支払った人材紹介手数料。
- 副業・兼業人材に支払う報酬**  
プロ人材が副業・兼業に従事する場合に、補助対象事業者がプロ人材に令和9年3月10日までに支払った報酬。
- 副業・兼業人材の交通費、宿泊費**  
プロ人材が副業・兼業に従事するために補助対象事業者の事務所等を訪れた場合等に補助対象事業者が支払ったプロ人材の移動に要する交通費及び宿泊費（職員の旅費に関する条例（徳島県条例第9号）に準じて算定したものに限る。）

## 具体的な手続きについて



## 徳島県での活用事例のご紹介！

### 建築リフォーム、メンテナンス会社

将来の経営基盤には、新たな顧客層に向けたマーケティング戦略と多岐に亘るプロジェクト管理が不可欠であり、その役割を副業・兼業プロ人材に求めた。

### マーケティングのプロ人材

東京都 / 30歳代男性 / 会社勤務の傍ら、デジタルマーケティング経験を副業・兼業に生かす。



#### 活用内容

マーケティング戦略の立案とプロジェクト管理の実務

プロ人材は週 1 回のリモート会議で社員と意見交換を行い、マーケティング方針を擦り合わせた。広報対策や首都圏のリノベ事業の情報も共有し、組織全体のモチベーション向上にも寄与した。

### 農業用資材の販売会社

農産品の小売店や種苗店、JA 等を主力に、販路は徳島県全県に広がる。業務の規模拡大や取扱い商品の拡がりに応じた人事評価制度の構築が課題であった。

### 人事制度のプロ人材

東京都 / 50歳代男性 / 本職は自営業 / 人事制度の設計や運用経験が豊富。



#### 活用内容

人事評価制度の構築、運用サポート

プロ人材は、当社沿革や現行の人事制度を十分に把握したうえで、現場を訪問し、社員との面談を重ねた。さらに経営者と綿密に協議を行い、最適な人事制度の設計を実現した。

## お問い合わせ窓口

人材確保  
について

### 徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点

〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県庁 2階  
TEL ☎ 088-635-0611 FAX 088-635-0617  
E-mail ✉ pro-jinzai@our-think.or.jp

徳島県内企業向け  
副業・兼業プロ人材  
活用サイト



補助金  
について

### 徳島県経済産業部 産業成長推進課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地 徳島県庁 5階  
TEL ☎ 088-621-2367 E-mail ✉ kigyoushienka@pref.tokushima.lg.jp

